

◎注意 応募と受付はすべて当社指定大学を通じて行います。当社への直接の応募はできません。◎

「相鉄奨学金」募集要項

1. 目的

相鉄線沿線に在住し、経済的な理由により、大学への進学・通学が困難な状況にあるひとり親の学生に対して、経済的支援を行うことを目的としています。

2. 奨学金の種類

給付型奨学金（返還の必要はございません。）

3. 募集方法

当社指定の大学からの推薦応募（当社へ直接応募することはできません。）

●当社指定大学（カッコ内は対象キャンパス名称） 以下、9 大学

- ・ **横浜国立大学**
- ・ 慶應義塾大学（湘南藤沢）
- ・ フェリス女学院大学（緑園・山手）
- ・ 神奈川大学（横浜・みなとみらい）
- ・ 多摩大学（湘南）
- ・ 文教大学（湘南）
- ・ 日本大学（湘南）
- ・ 神奈川県立産業技術短期大学校
- ・ 横浜市立大学（金沢八景・福浦）

4. 募集人数

毎年 9 名（2025 年 4 月以降に入学する新入生を対象とし、各指定大学から 1 名を選定いただきます。）

※但し 13. 注意事項⑤に該当する場合はこの限りでない。

5. 支給の期間

大学 1 年から、1 年ごとの更新制とし、最長支給期間は正規の*最短修業年限といたします。

(*例：4 年制大学の場合は、4 年間です。)

6. 支給金額

月額 5 万円

7. 特典

① 通学経路と認めた区間の相鉄線および相鉄バスの通学定期乗車券を全額負担します。

※相鉄バスについては自宅から最寄り駅（片道 2 km 以上）の区間が対象

② 相鉄不動産販売(株)の仲介による賃貸住宅を契約した場合、仲介手数料を全額負担します。

◎注意 応募と受付はすべて当社指定大学を通じて行います。当社への直接の応募はできません。◎

8. 応募条件

次の3項目全てを満たすことが応募の条件となります。

① 相鉄線沿線に在住している学生であること

※「相鉄線沿線に在住」とは…

・応募者の自宅から最寄り駅が相鉄線各駅であることを指す(相鉄線各駅とは、相鉄本線、相鉄いずみ野線、相鉄新横浜線の各駅を含む合計27駅)。なお、「最寄り駅」は、直線距離ではなく、公共交通機関や歩行を利用して実際にアクセスする際の最短ルートに基づいて判断します。

例) 最寄りは相鉄の駅だが、歩行で通っている。→奨学金の対象

例) 最寄りは相鉄の駅だが、電車ではなく市営バスで通っている。→奨学金の対象(ただし通学定期券の補助対象にはなりません)

例) 家の最寄りは他社の駅だが、通学に使っているのは相鉄の路線である→奨学金の「対象外」

② 母子家庭または父子家庭の学生であること

※「母子家庭・父子家庭」とは…

- ・父母が婚姻を解消した
- ・父又は母が死亡
- ・父母が死亡、又は父母ともに生死などが不明であり、祖父母等が生計維持者となり子どもを扶養している
- ・母が婚姻によらないで出生した
- ・父母が死亡、又は父母ともに生死などが不明であり、本人が生計維持者(児童養護施設に入所していない)

※ただし下記のご家庭は除きます

- ・給与所得のみ及び給与所得に加えて他の所得(雑所得など)がある場合は年間収入400万円以上の者
- ・公的年金等を年間400万円以上受領する者
- ・給与所得がない場合には年間所得額が250万円以上の者

③ 当社指定大学に入学する新1年生であり、学長およびそれに準ずる者の推薦を受けた学生であること

大学受付期限: 2025年4月24日(木) 17:00

9. 提出書類

専用フォームより、または窓口まで提出

別紙1に記載する書類を提出していただきます。

10. 奨学生の義務

奨学生は、年1回、相鉄グループ社員や他奨学生と交流を深めるための「相鉄奨学生交流会」へ参加いただきます。

11. 支給方法

当社指定金融機関(三井住友銀行 又は 横浜銀行)から、支給月の月末に奨学生ご本人の口座へ振り込みます。指定金融機関(三井住友銀行 又は 横浜銀行)に口座をお持ちでない場合は、口座の新規開設をお願いいたします。

◎注意 応募と受付はすべて当社指定大学を通じて行います。当社への直接の応募はできません。◎

●支給のスケジュール

対象	支給月（月末）	対象期間
1 年生	7 月	4 月分から 7 月分
	9 月	8 月分から 9 月分
	1 月	10 月分から 1 月分
	3 月	2 月分から 3 月分
2 年生以降	6 月	4 月分から 6 月分 ※更新の審査結果後、支給
	9 月	7 月分から 9 月分
	以後、1 年生の支給月・対象期間と同様	

12. 第 2 期生 応募・決定までのスケジュール

時期	内容	備考
2025 年 4 月	応募受付開始	
2025 年 5 月 30 日	当社への提出〆切	各指定大学にて選考を実施
2025 年 6 月中旬	奨学生の決定	
2025 年 7 月 31 日	第 1 回目の支給	以後、11.支給方法記載「●支給のスケジュール」に則り支給
2025 年 8 月頃	奨学金授与証交付式 兼奨学生交流会	毎年開催

※上記スケジュールは状況により、変更となる可能性がございます。

13. 注意事項

- ① 本奨学金と、他の民間企業・団体による給付型奨学金を同時に支給することはできません。
 ただし、在学中の学校独自の給付型奨学金や日本学生支援機構（JASSO）給付型奨学金、
貸付型奨学金、授業料免除制度との併給は可能です。
- ② 提出された書類は返却できません。お預かりした個人情報については、本奨学金募集選考、選定手続きの実施、その他奨学金の採用及び採用後の管理・運営に関連性を有すると合理的に認められる業務以外の目的には利用しません。個人情報保護に関する法令・規範および相鉄グループ個人情報保護方針に則り適切に利用管理いたします。
- ③ 提出書類の中には、取寄せに時間がかかるものもあります。早めに準備し、各大学からお知らせされた提出期日を厳守の上、大学へ直接提出・申し込みしてください。
- ④ 各指定大学で応募が複数あった場合、各指定大学の選考において推薦者を選定します。
- ⑤ 指定された 9 大学の中で応募のない大学があった場合、当該大学の枠を他大学に割り当てることとします。選考は、複数応募のあった大学の中から、推薦者の次点者を当社基準により選定します。
- ⑥ 2 年次以上の更新時に入学時から前年度末までの通算 GPA が 2.0 未満の者は資格を失います。
- ⑦ 奨学金の休止、停止及び廃止
 ※下記に該当する場合、当社は本奨学金の支給を休止、停止及び廃止することがあります。（詳細は「別紙 2 をご確認ください）

◎注意 応募と受付はすべて当社指定大学を通じて行います。当社への直接の応募はできません。◎

- ・30日以上連続して休学、欠席をする場合は原則として一時休止
 - ・奨学生としての資格を失ったとき
 - ・必要な書類が提出されないととき
 - ・虚偽の報告をおこなったとき
 - ・修業が継続できないとき（休学期間が1年を超えた場合、ただし留学による休学期間は除く。）
 - ・原級・留年の判定を受けたとき
 - ・奨学生交流会に参加しなかったとき
- ⑧ 申請した内容に変更がある場合は当社指定の書類をダウンロードの上、事務局及び在学校に対してその旨を報告してください

14. 問合せ先

「相鉄奨学金」専用サイト

<https://www.sotetsu.co.jp/sustainability/social/scholarship/>

相鉄奨学金事務局（相鉄ビジネスサービス株式会社 総務広報担当）

〒220-0004 横浜市西区北幸 2-9-14

以上

◎注意 応募と受付はすべて当社指定大学を通じて行います。当社への直接の応募はできません。◎

<別紙 1> 提出書類一覧 1.応募に記載の書類について、学内選考通過者のみ後日提出

タイミング	種類	作成者	書類名
1.応募	必須	本人	同意書兼申込書★01(当社指定)
	必須	在学校	奨学生推薦書★02(当社指定)
	必須	本人	使用目的書★03(当社指定)
	必須	-	保護者(生計維持者)の収入・所得に関する証明する書類(前年の「課税証明書」又は「確定申告書」等の写し)
	必須	-	ひとり親家庭であることを証明する書類(「戸籍謄本(全部事項証明)」)
	必須	-	相鉄線沿線に居住していることを証明する書類(「住民票(世帯全員、本籍・マイナンバーの記載なし)」) ※原則住民票で沿線在住の確認をいたしますが、住民票に記載の住所とご本人の住所が異なることに、正当な理由がある場合は、住民票に加え、別途賃貸契約書の写しで沿線在住の確認を行います。
	必須	本人	「学生証」の写し
	対象者	-	その他当社又は在学校が審査上必要とする書類
	対象者	-	通学定期券申請書(電車・バス) ★06(当社指定)
2.進級時	必須	本人	成績証明書(2年次以上)
	必須	-	保護者(生計維持者)の収入・所得に関する証明する書類(前年の「課税証明書」又は「確定申告書」等の写し)
	必須	本人	「卒業証明書」
3.卒業時	必須	本人	「卒業証明書」
	対象者	本人	通学定期券申請書(電車・バス) ★06(当社指定)
	対象者	本人	「通学証明書」の写し
4.通学定期券申請後	対象者	-	通学定期券の領収証の写し
	対象者	本人	賃貸仲介手数料申請書★07(当社指定)
	対象者	-	「賃貸借契約書」の写し
5.賃貸住宅費用支払い後	対象者	-	仲介手数料の領収証の写し
	6.その他	対象者	奨学生情報変更届出書 - 情報の変更・休止・停止・復活★05(当社指定)

◎注意 応募と受付はすべて当社指定大学を通じて行います。当社への直接の応募はできません。◎

〈別紙2〉「相鉄奨学金制度」規程（一部抜粋）

○目的

本規程は相鉄ホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）が支給する奨学金（以下、「本奨学金」という。）の支給に関し必要な事項を定めることを目的とします。

○奨学生の資格について

奨学生は、次のいずれかにも該当する者でなければなりません

- ・学業、人物ともに優秀であるもの
- ・日本国籍を有する者又は次のいずれかの在留資格を取得している外国籍を有する学生
 - 1 法定特別永住者
 - 2 定住者であって、将来永住する意思がある人

以下に該当する場合は応募の対象外とします。

- ・同一世帯に既に本奨学金の奨学生として採用された者又は本奨学金の奨学生に応募する者がいる場合（1世帯につき1名を上限とし、兄弟姉妹による複数の申請があったときは年少の者を応募者として取り扱う）。ただし、奨学生としての資格を得る期間が重複しない場合はこの限りではありません。
- ・本奨学金を志願する本人及び本人の3親等以内の親族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）である者、又は反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者
- ・海外からの外国人留学生の者

○奨学金の休止、停止及び廃止

奨学生が次のいずれかに該当すると認められるときは、本奨学金の支給を廃止することがあります。

- ・本奨学金を必要としなくなったとき
- ・在学校で懲戒（又は学則上の）処分を受け、通学・修業の状況に影響を及ぼすような事由に該当する状況になったとき
- ・奨学生本人の違法行為により、有罪判決を受け、又は家庭裁判所により処分を受けたとき
- ・本規程に違反したとき
- ・前各号のほか、奨学生として適当でない事実があり、当社が当該奨学生に受給資格がないと判断したとき

○奨学金制度の終了及び減額

本奨学金制度は、当社の資金を原資として運営を行うものであり、何らかの事情により継続が困難な状況となつた場合は、本奨学金の支給を終了又は減額する場合があります。この場合、当社は奨学生及び在学校に対し、本奨学金支給に関する義務を一切負いません。

○通学定期券の補助

・奨学生が居住する自宅から通学する学校（キャンパス）までの経路において、相鉄線又は相鉄バスの公共交通機関を利用して通学する者に対して、本奨学金受給期間を対象に通学定期券相当額を補助します。（ただ

◎注意 応募と受付はすべて当社指定大学を通じて行います。当社への直接の応募はできません。◎

し、相鉄線各駅からキャンパスまでの区間分を除く)

- ・通学経路が複数ある場合は、当社が最も合理的かつ経済的であると認めた経路を選択するものとします。
- ・奨学生の住居から相鉄線の最寄り駅までの直線距離が片道2km以上である場合に限り、相鉄バスの通学定期券を併願することができます。
- ・徒歩及び自転車等、奨学生が公共交通機関を利用せずに通学する場合は補助いたしません。
- ・転居等の事由により奨学生の通学経路区間が変更となる場合は、当社に対して住所変更申請を行い、定期券対象の通学経路区画についても変更申請の手続きを行うものとします。
- ・通学定期券は、奨学生本人のみ使用できるものとします。
- ・当社が通学定期券相当額を補助する以前に奨学生が自ら購入した定期券の払い戻しや精算等は、当該奨学生の自己責任で行うものとします。
- ・通学定期券相当額の費用補助を申請する場合、奨学生は、当社に次の各号の申請書類を提出するものとします。

1 通学定期券申請書（当社指定）

2 通学証明書の写し

3 通学定期券の領収書の写し

・補助費用の支給は、奨学金の支給月に準じるものとします。

○賃貸仲介手数料の補助

- ・奨学生が自らの住居として相鉄線沿線にある賃貸住宅を相鉄不動産販売株式会社の仲介により賃借した場合、当社は賃貸借契約締結時に当該奨学生が相鉄不動産販売株式会社に支払った仲介手数料と同額の費用補助金を支給します。
- ・前項の費用補助金の申請期限は、当該賃貸借契約の締結日から起算して6か月以内を期限とします。これを超えた場合の費用補助金の申請は受付いたしません。
- ・賃貸仲介手数料費用補助金を申請する場合、奨学生は、当社に次の各号の申請書類を提出するものとします。

1 賃貸仲介手数料補助申請書（当社指定）

2 賃貸借契約書の写し

3 仲介手数料の領収証の写し

・賃貸仲介手数料費用補助金の支給は、2年につき1回、上限2回までとします。

・補助費用の支給は、奨学金の支給月に準じるものとします。

○奨学生又は生計維持者の状況の把握

- ・奨学生又は生計維持者は、次の各号いずれかに該当した場合には、該当事由が発生した日から30日以内に、当社又は当社の委託先が運営する本奨学金の事務局が開設した本奨学金に係る専用ホームページ等より書類をダウンロードの上、事務局及び在学校に対してその旨を報告してください。また、事務局は、当該奨学生本人、生計維持者及び在学校に対し次の各号に関する事項を照会することができます。

1 奨学生本人の死亡、退学、留年、休学、長期の欠席など、通学・修業の状況に影響を及ぼすような事由に該当する状況になったとき

◎注意 応募と受付はすべて当社指定大学を通じて行います。当社への直接の応募はできません。◎

- 2 奨学生本人の所属する学部又は学科に変更があったとき
- 3 奨学生本人又は生計維持者の氏名が変わったとき
- 4 奨学生の生計維持者が変更になったとき
- 5 引っ越し等により奨学生本人又は生計維持者の住所・電話番号等の連絡先が変わったとき
- 6 本奨学金の振込先である口座の情報に変更があったとき
- 7 本奨学金の受給を終了したいとき
- 8 その他、重要な事項に変更があったとき

○奨学生の更新

- ・奨学生は、採用された次の事業年度から支給期間が満了するまでの各事業年度において、都度、当社から本奨学金交付の更新の審査を受けなければなりません。
- ・奨学生は、本人の記入による更新申請書及び必要書類を添付し、定められた期限までに提出することにより、本奨学金の次年度申請ができます。
- ・提出資料等に基づき、当社の選考機関において奨学生として相応しいと認められた場合は、本奨学金の受給をさらに1年間（4月分から翌年3月分まで）受けることができます。

○奨学生との連絡

- ・本奨学金に係る奨学生への連絡は、原則として、在学校を通じて行われるものとします。
 - ・次の各号の事情により奨学生への連絡が取れなかった場合には、当社はその責任を負いません。
- 1 在学校を通じて連絡を受けたにもかかわらず、当該連絡を受けた日から50日経過後も奨学生による当該連絡事項への対応が認められないとき
 - 2 登録された各種連絡先（自宅電話番号、携帯電話番号、居住地住所等）が不通で奨学生本人に対して連絡ができないとき
 - 3 登録された各種連絡先が不通、かつ在学校を通じた連絡も不通で奨学生本人に対して連絡ができないとき